

デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ TYPE 2 / 3）
に係る Q&A（ver.1.3）

【データ連携基盤について】

（問1）「データ仲介機能（ブローカー）」（概要資料8頁）とは具体的にどのような機能か。

（答1）①データ翻訳機能と②認証送達機能を持った、データ連携基盤に必ず必要となる部品（ビルディングブロック）。今回は、普及実績のある Orion をベースに不足機能を補う形で、各エリアに無償提供を予定している。ブローカー機能をデータ連携基盤に持たせることで、サービスを動かしているシステム同士の統一や標準化を行わずとも、データの連携・共有を自由に行うことができるようになるところ。

（問2）「ブローカー機能の無償提供と活用に関する助言を進める」（概要資料8頁）とあるが、ブローカー機能以外のデータ連携基盤の部品については助言いただけないのか。

（答2）令和4年7月1日から、一般社団法人データ社会推進協議会（DSA）を通じてブローカーの導入に関するドキュメントの提供を開始した。

（掲載 URL）<https://data-society-alliance.org/area-data/>

【修正】

（問3）「データ仲介機能だけでデータ連携基盤が完成するわけではありません。各地域は、これを活用し異なる方式の乱立を回避しながら、各地域間での相互運用性も高く、かつ、各地域で展開予定の各サービスの実情を踏まえたデータ連携基盤を開発します。」（概要資料8頁）とあるが、「異なる方式の乱立を回避」、「各地域間での相互運用性も高く」、「各地域で展開予定の各サービスの実情を踏まえた」というのは具体的にどのような開発をすればいいのか。

（答3）一例として、オープンソースとして公開されている部品を極力カスタマイズせずそのまま実装する（「異なる方式の乱立を回避」）、スマートシティリファレンスアーキテクチャなどに基づき他地域と比べて特異な方式・構造とならない構築を行う（「各地域間での相互運用性も高く」、個人を認証するサービスを展開予定の場合のみ認証に関する機能をオープンソースの部品を用いて実装するなど各地域で展開予定の各サービスで必要となる機能のみで構築を行う（「各地域で展開予定の各サービスの実情を踏まえた」）といった開発が挙げられる。

【交付対象事業 TYPE 2 / 3 要件（全般）】

（問4）既にデータ連携の基盤を整備し、実装している事業も存在しています。基盤は既存のものを活用した上で、そこに追加する事業を TYPE2 / 3として申請しても良いか。

(別添2)

(答4) データ連携基盤について求めているオープン API の提供を含めたその他の要件を満たす場合は、既に運用されている基盤を用いる形の事業を排除するものではない。

(問5) 既にデータ連携基盤の整備とその基盤を活用した複数事業の実施も行っている場合、それら既存事業の拡充を TYPE2/3として申請しても良いか。認められる場合、どの程度の拡充であれば、認めてもらえるか。

(答5) 既存の事業内で地域における課題や、需要に応ずることが難しく、既存サービスと切り分けた、新たなサービスを行うのとほぼ同じ程度の拡充を行うものであれば、申請を妨げるものではない。なお、既存の事業を継続することを目的とした申請は認められない。

(問6) 共助要件(概要資料 16 頁)に「②首長によるコミットメントなどが確認できること」とあるが、これは具体的にはどのようなことを想定しているか。

(答6) 自治体内において、今回の交付金事業を行うにあたり、「複数の事業者が連携し、サービスの生活実装に取り組む旨」を自治体内においてトップまで確認し、また何らかの形で対外的に明らかにしている(地域において作成されている計画等に記載がある)ことを想定している。

(問7) 共助要件(概要資料 16 頁)で「複数の事業者が連携し」とあるが、事業者が1つで、複数事業の場合はいかがか。

(答7) 事業者が単一の場合は認められない。同一の事業者が関与している場合であっても、事業を行うにあたり地域における様々な関係者との連携が行われ、例えばフロントサービスについて別事業者が提供する場合は、共助要件を満たすものと考えられる。

(問8) 共助要件(概要資料 16 頁)の「ビジョンに求められる主な内容」に「c. 住民の暮らしに直結するサービスがサステイナブルに実装・事業化される見込みが示されていること」とあるが、民間ベースでは採算がとれないことが予測される事業の場合、現時点では具体的な記載が難しいと考えている。どの程度までの記載が求められるのか。

(答8) 実施する事業について採算が取れることが不明確な場合は、それをカバーするための支援の枠組み(クラウドファンディングの活用など)について記載をいただきたい。事業を単発ではなく、継続的に実施するためにどのような方策をとられることを想定されているか、幅広く記載いただければ最低限問題無い。

(問9) 共助要件(概要資料 16 頁)の「ビジョンに求められる主な内容」に「d. オープン性を確保し、将来的に全国展開を指向するものであること」とあるが、日本全国に向けての展開ではなく、地域性を重視したエリア展開(例えば、九州、北関東など)も含まれるのか。

(別添2)

(答9) 広域的な展開を視野に入れていれば、必ずしも直ちに日本全国に向けての展開を意識したビジョンである必要は無い。

(問10) 「アプリケーション同士におけるデータ連携」(概要資料 17 頁)とあるが、アプリケーション同士が直接データ連携する場合にはデータ連携基盤のオープン API を使用しないため、ブローカー機能を経由したアプリケーション同士のデータ連携のことであるか。

(答10) 認識の通り。

(問11) 共助要件(概要資料 17 頁)「データ連携基盤の構築及び相互運用性の確保」に記載のある「デジタル庁の開発・提供するデータブローカー機能」というのは、令和3年度中に開発とのことであったが、詳細の公表・提供はいつ頃を予定しているのか。

(答11) 令和4年7月1日から、DSA を通じて提供を開始した。

(掲載 URL <https://data-society-alliance.org/area-data/>)

【修正】

(問12) 共助要件(概要資料 20 頁)「データ連携による付加価値」に「複数のサービス提供事業者が異なるサービスを提供するものであること」とあるが、この「異なるサービス」というのは、どのレベルで「異なる」と定義づけているのかご教示いただきたい。例えば、医療分野と交通分野と大きく分けるのか、あるいは、同じ医療分野の中でも様々なサービスがあるため、それらを「異なるサービス」と定義づけても良いのか。

(答12) 同じ分野においても、複数の事業者が関わる形で、生活におけるシーンが異なる形でサービスが実施されているのであれば、共助要件を満たすものとする。

(問13) TYPE3要件(概要資料 21 頁)に「令和4年 10 月までにサービス(の一部)の提供を開始」と記載があるが、一部というのは、具体的にどの程度のことをイメージされているかご教示いただきたい。

(答13) 実証的にでも地域において一部のサービスが実施されている程度を想定している。ただし、残りのサービスについても、令和4年度中に何らかの形で実施されており、かつデータ連携基盤の利用が始まっている必要がある旨留意いただきたい。

(問14) TYPE3要件(概要資料 21 頁)について、事業開始後、不測の事態の発生等によりサービス全体を令和4年度中に開始ができなかった場合はどうなるか、ご教示いただきたい。

(答14) 直ちに交付取り消しとすること等は考えていないが、次回以降同様のスキームの交付金を行う場合は、当該団体の申請について考慮させていただく可能性がある。

(別添2)

(問15) TYPE3の交付決定がなされた後に、不測の事態の発生等によりサービス全体を令和4年度中に開始ができないことが判明した場合、TYPE2に変更することはできるか、ご教示いただきたい。

(答15) 交付決定後、不測の自体の発生により開始できないのであれば、変更申請を行っていただき、TYPE2に変更した上で減額等を行うことがあり得る。

(問16) 申請上限数について、TYPE1に申請上限まで申請したが、全部、又は、一部の申請が採択されなかった場合において、今回 TYPE2、3に申請することは可能か。また、これが可能な場合、TYPE1で採択されなかった申請内容を、TYPE2、3の申請に含めてよいか。

(答16) TYPE1に申請上限まで申請した場合にも、採択されなかった申請があれば、TYPE2、3に申請が可能。また、TYPE1で採択されなかった申請と同一の事業を含んだ形で申請を行うこと自体を妨げるものではない。

(問17) 必須要件(概要資料 27 頁)に「オープンなデータ連携基盤を活用して」とあるが、オープン API を公開していればオープンとみなされるか。

(答17) オープン API が当庁側で十分と判断できるレベルで公開されている必要があるため、事前にご相談いただきたい。

(問18) 「データ連携基盤の要件」について、期間・構築コスト低減の観点から、一般企業システムと同じく GAFAM の PaaS や、より手軽には SaaS+Script も選択肢に考えているが、そのレベルのものでも良いか。

(答18) 今回の交付金の要件としては、オンプレミスではなく、クラウド上でデータ連携基盤を構築していただきたいと考えているため、問題ないと考える。ただし、ブローカー機能やオープン API に関する要件や、内閣府「スマートシティ・リファレンス・アーキテクチャ」を遵守するなどの要件もあるため、それらの要件を満たすようご留意いただきたい。【修正】

(問19) TYPE2とTYPE3それぞれの想定採択件数又は予算の想定配分割合があればご教示いただきたい。

(答19) 実際の申請数などを見て判断させていただく予定であり、現時点で配分について想定しているものはない。

(問20) 市の公営企業である市立病院が直接交付金を申請して、交付を受けることは可能でしょうか。

(答20) 申請は各自治体から申請をお願いしたい。

(問21) 市が交付金を申請し、一般会計で受け入れて、公営企業である市立病院事業会計に繰り出す方式をとっても良いか。

(答21) 構わないが、複数の事業者による異なるサービスの実施が前提となる事業である旨留意願いたい。

(別添2)

(問22) 「中核的経営人材」(概要資料 19 頁)とあるが、この条件を満たす具体的な人物が既にどこかの地域で存在していたら、参考までにご教示いただきたい。

(答22) こちらは、自治体で取り組まれる事業において、中心的に計画を検討していただく方を定めていただくことを求めているものであり、特別な個人を想定しているものではない。

【交付対象事業 TYPE 2 / 3 要件 (KPI、Well-Being 指標について)】

(問23) 要件(概要資料 20 頁)の欄に「“Well-Being 指標”について、デジタル庁における検討に参画すること」と記載があるが、自治体はいつどのような作業を求められるのか。現時点で判明していることがあればご教示いただきたい。

(答23) 具体の作業スケジュールについては別途お示しさせていただきたいが、当庁側で指標の活用にあたって必要な情報がそろい次第、順次作業をご依頼させていただきたい。基本的に自治体において具体の対応をお願いすることになるのは夏以降になると想定している。

(問24) Well-Being 指標について、「結果の常時公表」と記載があるが、この狙いは何か。また、公表場所として、ホームページなどを国が一括して準備をするのか。

(答24) 常時公表をすることによって、地域内における取組の評価を行っていただきたいと考えている。また、公表場所については、国で準備をし、提供させていただく。

(問25) Well-Being 指標、特に主観指標は、その性質上短期間で変化するものではないと考えるが、Well-Being 指標の測定結果が TYPE2/3の事業評価にどのように関係してくるのか。

(答25) 測定結果はあくまで地域内における取組やデジ田構想に係る取組の評価に活用いただくことを想定しており、事業評価に組み込むことを想定していない。

(問26) 交付金対象となる事業年度が終了してもなお、交付自治体は Well-Being 指標の測定を続けることが求められるのか。

(答26) 必ず求めるものではないが、指標の測定を継続的に実施していただくことにより、地域における取組が成功しているかどうか把握する参考にしていただきたいと考えているところ。

(問27) Well-Being 指標という共通の物差しが生まれると、自治体間(地域間)の比較も可能になるが、国としてそのような自治体比較を行う方向にあるのか。あるいはサイトなどで列挙して公表するお考えはあるのか。

(答27) 当該指標は自治体比較を行うものではなく、自治体内において公表する HP 上でも自治体間の比較のためのものではない旨しっかりとお示ししたいと考えている。

(別添2)

(問28) Well-Being 指標の客観指標データは、どのようなプロセスで反映するか(どの機関がデータ集計・入力などの作業をするのか。)

(答28) 指標を使用していただくにあたり必要な作業については、今後お示しをさせていただきたいと考えているが、客観指標データについては可能な限り既存のデータを活用し、自治体に新たな負担とならないような配慮する形で活用をしていただきたいと考えている。

(問29) この指標は、デジタル田園都市国家構想にしか使えないのか。例えば、都市計画マスタープランなど他の計画や事業でも活用可能か。

(答29) 他の事業の評価に活用いただくことを妨げるものではないが、指標の性質上地域全体を評価する指標となるため、個別の計画や事業の評価というよりもそれらと合わせて地域における各施策が良い方向に向かっているかを総合的に評価するために活用いただきたい。

(問30) Well-Being 指標と総合戦略・地域再生計画との整合性は如何に。

(答30) 当該指標はあくまで本交付金事業を活用する自治体に対して活用を求めるものであり、まち・ひと・しごと創生法や地域再生法における両取組と特段の関係性はない。

(問31) 当市は Well-Being 指標の研究を独自に行ってきた。デジタル庁が推奨する指標ではなく当市独自指標を活用してよいか。

(答31) 独自の指標を活用することを否定するものではないが、本交付金事業を活用される場合は、デジタル庁が示す指標についても活用いただきたい。

(問32) 主観指標のアンケート様式・内容は、いつ頃公表・提供されるか。

(答32) 令和4年7月1日から提供を開始した。詳細は以下 URL 参照いただきたい。

<https://www.sci-japan.or.jp/LWCI/index.html>

【修正】

(問33) 当市は、長期計画策定の際、住民満足度アンケートをとっている。そのアンケート結果を、今回の主観指標データとして活用してもよいか。

(答33) 主観指標データの取り方については当庁側でフォーマットをお示しする予定。そちらを活用いただきたい。

(問34) アンケートはパネル実施をした方がよいのか。

(答34) 主観指標データの取り方については当庁側でフォーマットをお示しする予定。そちらを活用いただきたい。

(問35) 今後、自治体が追加でデータ提供を求められる可能性はあるか。

(別添2)

(答35) 求める可能性はあるが、自治体のご負担にならないように配慮させていただく。

(問36) Well-Being 指標と、事業毎の KPI の関係は如何に。

(答36) Well-Being 指標は地域全体での取組の評価として参考にしていただくものであり、事業評価のための KPI 設定は別途行っていただきたい。

(問37) Well-Being 指標の活用に関する自治体向け説明会などは予定しているのか。

(答37) 夏頃に活用方法をお示しする際に、実施することを予定している。説明会の様子は録画し、デジタル庁ホームページにて公開する予定。

【対象経費】

(問38) 当市の場合データ連携基盤整備は済んでいるため、それに係る経費が発生しない。その場合でも、TYPE2/3に申請してよいか。

(答38) 申請して構わない。基盤を整備されている場合でも、オープン性を向上するために費用が発生する場合もあると想定しており、その費用は対象経費となり得る。なお、データ連携基盤自体に開発等の経費が全くかからない場合であっても申請は可能。【修正】

(問39) 「事業評価に要する経費」(概要資料 23 頁)として、住民アンケートの集計に係る費用も交付金対象経費となるか。

(答39) 対象経費となる。

(問40) 事業そのものではなく、Well-Being 指標の周知するための取組(住民向けワークショップの開催等)は交付金対象経費となるのか。

(答40) 対象経費となる。

【データの相互運用性について】

(問41) GIF の詳細情報はどこにあるのか。

(答41) GIF の詳細情報はデジタル庁で公表している。Error! Hyperlink reference not valid.

https://www.digital.go.jp/policies/data_strategy_government_interoperability_framework/

【修正】

(問42) 既存のデータがあるのですが GIF に準拠する必要はあるか。

(答42) 既存データが独自設計の場合、そのままアプリケーションを作ると他都市に展開できない相互運用性の低いアプリケーションになる可能性がある。また、他都市で開発された優秀なアプリケーションを導入する妨げになる可能性がある。既

(別添2)

存の内部データを変更する必要はないが、インタフェースの情報は GIF に準拠することをおすすめする。

(問43) GIF で対象とするデータは何か。

(答43) 日付、アドレス、連絡先、アクセシビリティ情報のような各サービスに共通的なデータから申請、証明、施設、イベントのようなサービスに近いモデルまで対象となる。詳細は以下のサイトをご覧ください。

https://www.digital.go.jp/policies/data_strategy_government_interoperability_framework/スマートシティに関するデータモデルも地域サービスの実装データモデルとして 2022 年 5 月 31 日に上記サイトにて公開済み。【修正】

(問44) GIF の対象になっていないデータはどうすればよいか。

(答44) 日付、アドレス、連絡先等の基本モデルを参照しつつ自由に設計してよい。

(問45) GIF の研修にはどうすれば参加できるか。

(答45) 研修はビデオ教材で支援事業者も含めて見られるようにしている。

<https://www.youtube.com/watch?v=JpK2c9b1N3g>

【修正】

(問46) データの質は管理しなければいけないのか。

(答46) データの質の考え方を参考にデータを整備いただきたい。実施状況の評価などはしない予定。

(問47) GIF のデータの関係・管理方法に制約はあるのか。

(答47) データを管理するためのガイドブックを提供する予定なので、参考にさせていただきたい。

<自治体向け説明会(令和4年4月4日開催)における質疑応答から>

(問48) 所定の様式に収まりきれないものについては、追加資料を添付してもよいか。

(答48) 事業の全容が分かるように、必要に応じて追加資料を添付していただきたい。追加資料については様式の定めはない。

(問49) 民間事業者やコンソーシアム等に対して、市が補助金という形でお金を支払っても良いか。

(答49) TYPE1の時と同様に、事業の実施主体は自治体であり、当該自治体が事業を実施する際に、全額を委託して事業を実施することも可能、一部を民間の負担を求める補助という形で事業を実施することも可能である。

(問50) 事業実施を令和5年度に繰り越してもよいか。

(別添2)

(答50) 本交付金事業は、令和3年度補正予算であり、既に一回繰り越しているため、自治体においては、令和4年度に執行する経費のみが対象となる。したがって、事業の実施を令和5年度に繰り越すことは認められない。

(問51) 民間事業者からデータをもらうことを考えると、民間のノウハウを無料で公開するというのは難しいと考えている。ついては、「オープンなデータ連携基盤」という言葉の意味は、仕様が公開されていることであり、無料でデータをみせるという意味ではないという解釈でよいか。

(答51) お見込みのとおり。ただし、事業によって得られたデータ(事業により行政が取得したデータ)を公開することは要件としているため、その点にはご留意願いたい。

(問52) アプリケーションの構築は、対象経費となるか。

(答52) データ連携基盤上で複数のサービスが実装されることが、本交付金事業の骨格であるので、アプリケーションにおいても、データ連携基盤の上で実装するものについては対象となる。また、ライセンス契約の結果、アプリケーション間のデータオープン性が保てないということであれば、今回の交付金事業の対象とはならないのでご留意願いたい。

(問53) TYPE2/3の交付決定は6月以降になると思うが、それより前に契約したものの、負担行為の事実が発生したのものについては対象となるか。

(答53) TYPE1の時と同様、契約締結は交付決定以降に行われたものが対象となり、交付決定事前に契約を結んだものについては対象外となる。一方で、交付決定以前であっても、事業者選定など契約の事前行為であれば問題ない。

(問54) データ連携基盤について「パブリッククラウド上でデータ連携基盤を構築するものである」と記載がある。一方で、QA 問18では「自治体において PaaS のようなサービスは望ましくない」とあるが、これは自治体がオンプレミスで構築することなのか、クラウドサービスで構築することなのか。

(答54) オンプレミスではなく、クラウド上でデータ連携基盤を構築していただきたいと考えている。※QA18は修正

(問55) TYPE2共助要件として「生活への実装を目指すもの」とあるが、TYPE1の「実装する」と表現が異なるが、意味も異なるのか(TYPE2は実装せずに目指すだけで良いのか)。

(答55) 表現の違いに関しては、TYPE1も TYPE2/3もそれが意図するところは同じである。つまり、「実証ではなく、実装である」ことがポイントである。

(問56) 全市民を対象とせず、希望する一部の市民を対象とするサービス提供でも良いか。

(答56)

(別添2)

- ・例えば、「10月末までにサービスの一部でも提供すること」を要件としているTYPE3においては、10月末までの間、モデル的に一部の住民に対してサービスを提供をするということは考えられる。しかし、年度末までにエリア内に広く実装することも条件となる。
- ・そもそも一部の住民しか対象とならないサービス(例えば、介護サービスなど)については、さらにその中の一部を対象とする計画は、「実証」と捉えるため、「実装」に該当させることは困難(そのため、本交付金事業の趣旨には合致しない)と考えている。
- ・審査基準の観点においては、事業によりエリア内が広く裨益することが重要であるため、エリア内一部しか裨益しない事業は、審査の評価は低いとお考えいただきたい。

(問57) 今回初めてデータ連携基盤を構築する自治体と、既に構築済みの自治体では、そもそも熟度差がついてしまうと考えるが、審査基準はいかがか。

(答57) データ連携基盤について新しく構築する自治体と、既に構築済みの自治体とで別の審査基準を設けることは考えていない。データ連携基盤それ自体については、自治体によって、何か基本的な機能に差があるとは思えず、オープン性を担保しているかなど重要なポイントはどの自治体においても同じである。

(問58) 委託先を決めた後に交付金事業に応募をするという流れか(実施計画12頁)。公募手続を取った上での応募か、採択後に公募をするか、あるいは随契でもよいのか。

(答58) 自治体側に公募予定があれば、実施計画には「公募予定」と記載していただけたらよい。随契についても、自治体の説明責任可能な範囲において実施されることは問題ないとする。

(問59) データ仲介だけでは対象とならないとの記載があるが、それは、具体的にどのような場合か(実施計画25頁、QA問3)。

(答59) QA問3(概要資料8頁)は「データ仲介だけでは交付対象とならない」という意味ではなく、「データ仲介機能だけでデータ連携基盤が完成するわけではない」ということを意味している。具体的には、データ連携基盤はデータ仲介機能だけでなくデータ提供するシステム等を管理する機能やデータを利用する利用者を認証する機能など様々な機能を組み合わせて構築する必要があるという意味である。さらに、サービス間のデータを単に仲介すればいいという訳ではなく、データ連携による付加価値(どのような「新たな住民サービス」につながるか)までを包含した実施計画を策定していただきたい。

(問60) 契約日以降の契約なら交付対象になるとのことだが、既に構築したデータ連携基盤のランニング費用は交付対象とならないのか。

(別添2)

(答60) ランニングコストについては、交付決定日以降に新たな契約を結べば(契約変更等)、交付金対象となる。ただし、単なる既存事業のランニングコストであれば対象とならず、事業拡張が必要であることにご留意いただきたい。

<よくいただく問合せ等の追加(ver1.2 追加分)>

(問61) 事前着手は可能か。

(答61) 補助金等適正化法においては、補助事業等の開始は交付決定後に行うことを原則としているため、交付決定前に事業開始された場合は原則として補助金の交付対象とはならないと解され、交付決定日より前の事業着手は認められない。

なお、採択事業について、交付決定日より前に支出負担行為に当たる契約の締結を行うことはできないが、事業者の募集や選定作業など事業の着手に至らない契約準備行為を行うことは可能である。

(問62) 地方負担分の予算措置について条件はあるか。

(答62) 本交付金対象事業の地方負担分については、交付決定を受けた地方公共団体が適切に措置し、交付対象事業年度(令和4年度)に事業を適切に執行することを前提としているため、地方負担分の措置に関し、どのように予算計上するかについては、各地方公共団体のご判断で適宜ご対応いただきたい。

(問63) 共助要件の首長によるコミットメントが確認できることについては、いつ時点で確認できる必要があるか。

(答63) 原則、申請時点で確認できていることが必要となる。申請時点で間に合わない場合には、事業開始前までをリミットとして、コミットメントが確認できる予定時期を明記いただきたい。

(問64) 中核的経営人材を複数選定することは可能か。

(答64) 複数選定でも問題ないが、それぞれの役割を明確に示していただきたい。

(問65) 交付対象事業について、令和4年度中のサービス開始を求めているのか。

(答65) TYPE2/3 についても令和4年度内でのサービス実装を求めているため、令和4年度中にサービス開始を行う計画としていただきたい。

(問66) 運営体制について、現在、地域での事業運営を担う法人を設立する準備が進められているが、設立前の組織であっても体制に記載することは可能か。

(答66) 準備段階で記載頂いても問題ない。ただし、準備段階においても役割及び責任は明記していただきたい。また、設立予定時期についても分かる範囲でご記載いただきたい。

(問67) 利用するデータ連携基盤については、令和4年度の入札結果で決定する予定であるため、どのようなパブリッククラウドサービスを導入するかは現時点で

(別添2)

未定である。申請段階で導入するパブリッククラウドサービスが未定の場合は、対象外となるのか。

(答67) 必ずしも申請段階でパブリッククラウドサービスの事業者を特定している必要はない。

なお、準備段階で計画書にパブリッククラウドで構築予定ということに記載いただく場合には、調達段階でパブリッククラウド上での構築を要件にしているなどの根拠をお示しいただきたい。

(問68) データ連携基盤や行政 DX に関する取組をまとめて1つの共同体(JV)と実施する際は、複数の事業者が存在すると判断してよいか。

(答68) 複数事業者による共同体であれば、お見込みのとおり。その場合には、実施計画書に共同体を構成する複数の事業者名を明記していただきたい。

(問69) TYPE2/3については、6月中に交付決定されるものと考えてよいか。

(答69) 6月中の交付決定を予定している。

(問70) 交付決定後の交付手続きにかかるスケジュールをご教示いただきたい。

(答70) 本交付金は原則精算払いとしている。翌年4月10日までに実績報告を行っていただき、額の確定をした後支払いとなる。実績報告については別途事務連絡を送付予定である。

(問71) 生活実装の定義は観光などの非日常の利便性向上も対象となるのか。

(答71) 事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであれば対象となる。

(問72) 申請時点では、実施するサービスの内容が固まっていればよいか。実施する事業者については、交付決定後の公募でも構わないか。

(答72) あらかじめ準備した上で、想定される事業者名を記載することが望ましいが、申請時点で事業者名の想定がなく、公募予定である場合には、具体名は記載せず公募予定と記載する形でもかまわない。なお、システム開発・運営等を担う事業者は公募決定で良いが、サービスを担う事業者(=交通事業者、医療機関等のステイクホルダ)は、事前にしっかり決まっていれば連携体制も含めて構築されている場合は評価が高くなることはご留意いただきたい。

(問73) 共助要件は、申請書上で満たすと宣言すれば足りるか。それとも共助要件を満たすことがわかる、市の方針の文書等を添付する必要があるか。

(答73) 共助要件は複数事業者が連携してサービスの生活実装に取り組むビジョンが実施計画の中で明示されていることを前提として、共助要件を満たすことがわかる、市の方針の文書等の添付や所在へのリンクなど根拠となるものをお示しいただきたい。そうでない場合は共助要件を満たしていないと判断される可能性があるため、ご留意いただきたい。

(別添2)

(問74) 「本事業に関して自治体の保有するデータは、Linked Open Date による」とあるが、自治体の保有するデータとはどの範囲か。民間企業が収集したデータを、自治体が収集して集計した場合、元の民間企業データも対象となるのか。

(答74) データの範囲は、既に自治体で保有するデータに加え、申請される事業によって得られたデータまでを含むものとし、機械判読可能になっているオープンデータである。

例えば、自治体が加工して公開可能なデータがあればオープンデータとして公開していただくことを想定している。また、オープンデータとして提供できるものはできる限り提供していただきたいと考えている。

(問75) 複数のサービス提供事業者が異なるサービスを提供する場合のデータ連携について、民間サービスでのデータのみでの連携でも認められるのか。自治体のデータを連携することは必須か。

(答75) 自治体のデータを連携することは必須ではない。複数事業者によって提供される異なるサービス間においてデータ連携を行うことにより付加価値が創出されることを明示していただければ、民間サービスでのデータのみでの連携でも対象となる。

(問76) 交付対象事業の要件が多く、また複雑なため、どのような事業が交付対象になるのかがイメージしにくい。TYPE1のように、参考事例を示す予定はないのか。

(答76) 総理を議長とする「デジタル田園都市国家構想実現会議」

(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/index.html) が開催されており、その中で、デジタル田園都市の各パーツの具体的な事例共有を行っている。自治体や、民間、省庁の取組について、資料も公表しているので、そちらをご活用いただきたい。

また、TYPE2/3 の採択結果を公表しており

(<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/policy/policy1.html>)、その中で一部の事例を紹介しているため、そちらもご参照いただきたい。【修正】

(問77) オープンなデータ連携基盤の構築・運用にあたっては、「デジタル庁で構築したデータ仲介機能(ブローカー)機能(令和3年度)を採用するものであること」と記載されているが、仕様書等で「デジタル庁で構築したデータ仲介機能(ブローカー)機能」を用いることと明記した場合であっても、いずれの会社も調達できるという認識でよいか。

(答77) いずれの会社でも調達可能と考えるが、調達時に意見照会等で入札希望企業には対応が可能か確認しておくことが望ましいと考える。

(問78) 「中核的経営人材が存在していること」とあるが、一定以上の役職付きの人物でなければならないのか。

(別添2)

(答78) 役職については問わないが、中核的経営人材に相応しい経験や実績、スキルがあることが求めることにご留意いただきたい。

(問79) 「Well-Being 指標への協力をコミットしていること」とあるが、サイトやアンケート調査票の設計、及びその構築、運営について、「可能な範囲で必要な協力を行うこと」とはどのような内容を想定しているのか。

(答79) ご協力いただく具体的な内容については、今後お示しをさせていただきたいと考えている。現時点では、問28及び問32-35に記載しているとおり、客観指標データについては可能な限り既存のデータを活用し、また、主観指標データについてはデジタル庁から住民アンケートの内容やアンケートの採り方などフォーマットをお示しさせていただくことで、自治体に新たな負担とならないよう配慮をして進めていきたいと考えている。

(問80) QA 答 17 の「オープン API が当庁側で十分と判断できるレベルで公開されている必要がある」とあるが、「スマートシティリファレンスアーキテクチャホワイトペーパー>都市 OS の要件一覧>オープン API」に示されている個別機能の全てが実装されている必要があるか。又は、パーソナルデータ授受やオプトイン管理など、一部は未実装でも問題ないか。

(答80) すべてが実装されている必要はないが、データの安全性、本人の同意、データの扱いについては配慮することが望ましい。

(問81) オープンなデータ連携基盤上に実装されるサービスが、主に行政事務の効率化、対応力の向上を効果とするものあっても対象となるか。

(答81) オープンなデータ連携基盤上に実装されるサービスが、主に行政事務の効率化、対応力の向上を効果とするものあっても、デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組むサービスや、個人が持つ多様なニーズ・価値観を充足することができるサービスであれば対象となり得る。ただし、異なるサービス間においてデータ連携を行うことにより創出される付加価値を示すことができることなどといった要件もあるため、それらの要件を満たしていることもご確認いただきたい。

(問82) 本申請は3ヶ年の実装計画・運営計画、KPI 設定を求められているが、交付対象となるのはサービス実装として令和4年度中に完結する事業のみか。

3ヶ年を見据えた取り組みとして、開発・検証等の過程のなかで令和4年度中に実施可能な取り組みは交付対象外となるか。

(答82) 一過性ではなく継続的に取り組むものであることを確認するために3ヶ年の実装計画・運営計画、KPI 設定等の記載を求めているが、本交付金は令和3年度補正予算を使用したものであるという特性上、令和4年度内にサービス実装し支出が確定する事業が対象となる。3ヶ年を見据えた取り組みとして、開発・検証等の過程のなかで令和4年度中に実施可能な取り組みについては、交付対象となる可能性はあるが、年度内に一部でもサービス実装するなど令和4年度の事業として意味のある形で区切りをつけるようご留意いただきたい。

(別添2)

(問83) データ連携基盤に連携するデータについて、知的財産にかかるようなデータがある場合は、データ連携しなくてもよいという考え方であっているか。もしくは、一定のサービス料を支払えば、情報がアクセスできるような制限をつけることも可能か。

(答83) 住民サービスに新たな付加価値を生み出すためには、広く多様なデータが活用できるようご検討いただくことも重要である。知的財産の保護に求められる法令を遵守していただいた上で、データ連携基盤に、データに対する高いコントロール性の確保などを含むデータ取扱いルールを実装することで、より広く多様なデータが活用できるようご検討いただくのが望ましいと考える。また、契約者のみ一定のサービス料を支払うことで情報にアクセスできるという制限をつけることも可能と考える。

詳細は、「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイド Ver1.0」(令和4年(2022年)3月4日デジタル庁・内閣府知的財産戦略推進事務局)をご参照いただきたい。

(問84) 施設を整備する費用は対象経費になると考えてよろしいか。

(答84) 新しく施設を設立することは、必要となる費用にもよりますが「施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの」とみなされる可能性があり、その場合は対象経費とはならない。ただし、既存の施設に対してサーバを設置するための部分的な工事や事業拠点とするための必要最低限の改修などであれば対象経費となり得る。

(問85) 補助金、負担金という形式で事業を行う場合に、留意する点はあるか。

(答85) 直接補助に該当する場合は3月31日までに事業完了、額の確定まで完了、間接補助に該当する場合は3月31日までに支払い完了の必要がある点にご留意いただきたい。

(問86) 複数の事業者が提供するデータを情報連携基盤に格納し、利用者に見せる手段としてワンストップアプリを作成し、一つのサービス提供事業者がサービス提供を行う場合、「複数のサービス提供事業者が異なるサービスを提供するものであること」の要件を満たすか？

(答86) 複数の事業者のデータを活用したとしても、一つのサービス事業者がサービス提供をする場合は、1つと捉え、要件を満たさないものとする。

(問87) Well-Being 指標に要する経費が認められているが、測定結果はデジタル庁に提出するのか。

(答87) 本交付金を活用し測定した Well-Being 指標の測定結果については、デジタル庁にご提供いただくことを想定している。各自治体が調査を委託により実施する場合は、測定結果データの提出を前提とした仕様とすること。ご提供いただく方法やデータ形式については、現在検討中であり、決まり次第お示しする。

(別添2)

(問88) 本交付金に採択されなかった場合でも Well-Being 指標について活用を検討したいが、その場合でも参画可能か。

(答88) 参画いただくことは可能。その際、指標となるデータをCSV形式でデジタル庁に提供できるようご配慮いただきたい。

(問89) 1つの自治体から複数の申請をしてもよいのか。

(答89) データ連携基盤は1つのエリアに対して1つ構築することが望ましい。そのため、本島と離島など対象とするエリアが極端に離れている場合などを除き、基本的には1つの自治体からはデータ連携基盤上に実装する全てのサービスと1つのデータ連携基盤をセットとした1つの申請としていただきたい。

(問90) 事前相談の返答はいつもらえるのか。

(答90) 4/28(木)を事前相談の提出期限としているが、期限の近くは多くの相談が来ることが予想され、それらに1件ずつ対応していくことから、提出日によっては返答がゴールデンウィークを過ぎる可能性があることをご了承いただきたい。

(問91) データ連携の定義とは何か。

(答91) データ連携とは、複数のデータをつなぎ合わせ、新たなデータの作成を行うことや、それを通じたサービス、業務を行うことである。デジタル庁の推進するデータ連携は、「外部連携」、「高度な効率化、サービス向上」を実現し「オープンインタフェース」を持つものを想定しています。データ連携により生み出される価値のレベルが重要になる。

(問92) デジタル庁が考えるデータ連携による価値とはどのようなものか。

(答92) データ連携により、「これまででない価値(効率化、サービス向上)が生み出されるもの」、「従来より便利になるもの」、「単純作業の削減(効率化)」、「単純なメッセージ送信等、従来からある作業の自動化」等のレベル感があると考えている。

(問93) データ連携に技術的な要件はあるか。

(答93) データ連携という概念に技術的な要件はないが、デジタル庁の推進するデータ連携は、標準的な技術、プロトコルを使い、データモデルも標準的なモデルを使うことを想定している。データ連携基盤やツールに関することは、関連した質問をご覧いただきたい。

(問94) デジタル庁が提供するデータ連携基盤のコアモジュール(ブローカー機能)の使い方についての相談窓口はどことなるのか。

(答94) ブローカー機能について相談窓口は DSA となる。以下のページにて問合せフォームを用意しているためそちらから相談いただきたい。

<https://data-society-alliance.org/area-data/>

【修正】

(別添2)

【変更手続について】

(問95) どのような場合に**変更申請を行う必要があるか**。

(答95) 実施計画の記載内容になんらかの変更が発生する場合は、以下の場合を除き変更申請を行う必要がある。

【変更申請を必須としない場合】

変更内容が経費の減額(減額が当該経費項目の※割以内のもの)のみの場合

※ 交付対象事業費(総額)によって閾値を決定。2億円以内の場合は2割、2億円超4億円以内の場合は1.5割、4億円超9億円以下の場合は1割。

(問96) 「通常変更」に該当する変更と「軽微変更」に該当する変更が双方ある場合、それぞれ分けて変更手続を行うのか。

(答96) 「通常変更」に該当する変更と「軽微変更」に該当する変更が双方ある場合は、全て含めて「通常変更」として手続いただきたい。

(問97) 変更申請を行う事業については、変更の交付決定が出るまで事業着手できないのか。

(答97) 「通常変更」に該当する事業のうち、変更を申請する部分については、変更の交付決定日より前の事業着手は認められない。「通常変更」に該当する事業のうち変更を申請していない部分、及び「軽微変更」に該当する事業については、この限りではない。ただし、事務局において「軽微変更」の変更内容を確認した結果、「通常変更」として変更手続を行うよう指示する場合があります、その場合に変更を申請する部分について、変更の交付決定日より前の事業着手は認められず、変更部分を既に事業着手していた場合は交付対象外となることに注意すること。

(問98) 総額を増額する変更は可能か。

(答98) 本交付金はデジタル実装タイプ(TYPE1~3)及び地方創生テレワークタイプの採択をもって予算を全額執行予定のため、変更での増額は受け付けない。

(問99) 「通常変更」か「軽微変更」かの閾値と比較するのは1つずつの経費項目など内訳単位か、それとも経費の合計か。

(答99) 経費項目間の組み換えや経費項目の追加に伴い流用する金額の合計額と閾値を比較する。「軽微変更」か「通常変更」か迷う場合には個別に相談いただきたい。

(問100) 「通常変更」を行った後、「軽微変更」にて経費の流用を行う場合、交付対象事業費(総額)の「2割超」か「2割以内」の判断は当初の交付決定時点における交付対象事業費もしくは変更交付決定時点における交付対象事業費どちらを起点とするか。

(答100) 直近の交付決定時点が起点となるため、変更交付決定時点における交付対象事業費を起点とする。「軽微変更」にて複数回経費の流用を行う場合は軽微

(別添2)

変更後の交付対象事業費ではなく、直近の交付決定時点における交付対象事業費が起点となる。

(問101) 請負委託契約をしているため年度末などにまとめて変更申請をしたいがそれでもよいか。

(答101) 変更が発生することが分かった時点で変更申請をしていただきたい。

なお、通常変更は8月末を提出期限、軽微変更は12月末を事前報告期限としており、期限後の申請は基本的に受け付けない点にご留意いただきたい。

また、「通常変更」に該当する事業のうち、変更を申請する部分については、変更の交付決定日以前の事業着手は認められない点もご留意いただきたい。